

平成 29 年度飯山市美術館運営協議会（第 2 回）

日時 平成 30 年 2 月 23 日（金）15:30～

場所 飯山市公民館 101 会議室

1 開 会

2 あいさつ

- ・吉越隆師美術館運営協議会長

- ・長瀬哲教育長

3 協議事項

- （1）平成 29 年度事業について（報告）
- （2）平成 30 年度事業計画（案）について
- （3）平成 31 年度以降の企画展（案）について
- （4）その他

4 閉 会

平成 29 年度飯山市美術館運営協議会委員名簿

美術館運営協議会委員（敬称略）

	氏 名	備 考
1	吉越 隆師（会長）	飯山市芸術文化協会
2	千坂 経悦（会長職務代理）	飯山市高校美術科担当者会
3	上海 一徳	飯山仏壇事業協同組合
4	青木 勇治	校長会
5	廣 靖彦	有識者
6	森崎 鉄兵	社会教育委員
7	阿部 一義	内山紙協同組合
8	堀川 とし枝	飯山市芸術文化協会

教育委員会関係者

1	教 育 長	長瀬 哲
2	文化振興部長（兼）文化交流課長 （兼）美術館長	栞原 良満
3	美術館係長	井端 伸介
4	臨時職員	木村 友子
5	臨時職員	小林 隆子

平成29年度事業報告

事業名		内容・効果等	期間等	入館者数等
管理運営関係	運営協議会開催(第1回)	H29年度計画等について協議・了承	6/2開催	
	運営協議会開催(第2回)	H29年度事業報告・H30年度事業計画について	2/23開催	
	警備委託	夜間の機械警備を委託	H29.4.1～H30.3.31	
	清掃用品借上げ	日常清掃のための用具借り上げ	H29.4.1～H30.3.31	
	受付業務委託	受付カウンター業務委託(7日間/月)	H29.4.1～H30.3.31	
常設展示	常設展示(前期)	飯山市出身あるいはゆかりの芸術家で、これまで企画展を開催した画家の作品を中心に展示。美術館収蔵品及び60～70点を展示。	H29.4.1～H29.7.27	
	常設展示(後期) 『箕口博没後40年記念展示』	木島地区天神堂出身の彫刻家・箕口博(1923-1977)の没後40年を記念した内容の常設展示とした。特に、生涯をかけて取り組んだ箕口の代表作「虚(きょ)」のシリーズなど、高い精神性に裏打ちされた芸術世界を堪能できる機会とした。	H29.11.18～ H30.4.12	
企画展及びギャラリー展	企画展「中川岳二展 木々の色々 wooden colors」 ※資料2ページ参照 及び ギャラリー展「小黒三郎 組み木館 ズートピア信州展」 ※資料3ページ参照 同時開催	国内から注目されている木工作家・中川岳二(中野市在住)と組み木おもちゃの第一人者・小黒三郎(倉敷市在住)の木工作品による展覧会を同時開催した。 中川岳二展: 「寄せ木」と「木象嵌」という高度な技法を駆使した美しく愛らしい木工作品84点を展示。このうち28点の大作は今回初めて同時に展示した。 メディアにも大きく取り上げられたことから、市外県外からも大勢ご来館いただき、好評を得た。 会期中、ギャラリートークを4回開催。 小黒三郎展: 小黒三郎デザインの組み木作品約400点を展示。一枚の板から人や動物の形を切り取り、組み合わせでつくる組み木の世界を紹介した。 期間中、ズートピア信州の池田憲一郎館長による組み木づくりの実演や体験会を開催した。 会期中、『学びのエリア秋まつり』の催しとして、「クイズ 答えは作品の中」を実施。中川氏の作品を見て答える5種類のクイズシートを用紙し、参加者から好評を得た。	会期:9/16～11/12 開館日数:50日 会場:中川作品=展示室、小黒展=2階ギャラリー 9/16、11/3・4・12 期間中の水・木・金曜日 9/30・10/1 開催 ※この2日間は入館無料	入場者数: 5,417名 2日間の入館者数:約900名

平成29年度事業報告

事業名		内容・効果等	期 間 等	入館者数等
花園大学歴史博物館との連携事業	特別展「この人なくして白隠なし 正受老人と白隠禅師」開催 ※資料1ページ参照	正受老人と白隠禅師ゆかりの遺墨50点を展示し、当市を代表する偉人・正受老人を広く内外に紹介した。 展示作品は、花園大学歴史博物館及び京都妙心寺派の協力を得て、東京・静岡・長野県あわせて17カ所から借用。現存するのは2点のみとされる正受老人自筆の絶筆「遺偈」（正受庵所蔵）と自画像「頂相」（永青文庫所蔵）を初めて一緒に展示。また、門外不出とされている白隠筆の「正受老人像」（龍澤寺）も併せて展示した。 正受老人と正受庵の重要性をあらためて市民にアピールするとともに、市外県外に向けて大々的に紹介する貴重な機会となった。 期間中、なちゅらで開催された西村恵信講演会（8/19）との相乗効果も図ることが出来た。	会期：8/2～9/10 開館日数：35日 会場：展示室・ロビー	入場者数：2,280名
	美術館ワークショップ『UVレジンでつくろう！キラキラチャーム』（公民館夏休み体験教室） ※資料4ページ参照	紫外線を照射することで硬化するUVレジンという素材を使ってアクセサリー作りを実施し、子どもたちが強く関心を示す内容で講座を開催できた。	実施日：8/4 会場：公民館103	参加者数：14名
	美術館ワークショップ（公民館春休み体験教室）	『飯山の土を使ったコラージュ作品づくり』 土の絵具を塗った紙を切ったり貼ったりして、簡単に楽しい作品づくりを実施予定。	実施予定日：3/24 会場：公民館103	参加予定人数：15名
その他	「城南・城北中学校美術部展（第8回）」開催 ※資料4ページ参照	城南・城北中学校美術部の日頃の活動の成果を発表するための作品展。両校の美術部員合わせて50名の静物画や風景画・イラスト・名画の模写・切り絵など、50点を展示した。	会期：12/9～16 開催日数：6日 会場：文化交流館なちゅら なかみち	

平成 30 年度事業計画（案）

1 管理運営関係

- (1) 運営協議会の開催（H30 年 5 月と H31 年 2 月、その他必要に応じて開催）
- (2) 警備委託（職員退出時、業者に機械警備を委託）
- (3) 清掃用品借り上げ（職員による日常清掃のための用具借り上げ）
- (4) 受付業務委託（月 7 日間、仏壇事業協同組合）
- (5) その他（ワックスがけ等業者清掃年 6 回）

2 常設展示

内容：飯山市出身あるいはゆかりの美術家及び企画展を開催した美術家の作品を中心に常設展示を行う。美術館収蔵品及び借用作品を合わせて 60～70 点を展示する。

期間：①平成 30 年 4 月 1 日（日）～8 月 26 日（日）…前期（約 5 ヶ月）

※4/14 土・15 日は、第 38 回飯山市民芸術祭展示部門の会場として使用。

※期間中、2 階ギャラリーとロビーにおいてギャラリー展を開催予定。

②平成 30 年 11 月 10 日（土）～平成 31 年 3 月 31 日…後期（約 4 ヶ月半）

※期間中、2 階ギャラリーとロビーにおいてギャラリー展を開催予定。

主な出品作家： 長谷川青澄（日本画）・相原求一朗（洋画）・宮澤鉄夫（日本画）・佐藤武造（水彩画）・岩上隆静（水彩画）・寺瀬黙山（彫刻）・箕口博（彫刻）ほか

3 企画展開催事業

企画展『（仮称）米林雄一展』(9/1 土～11/4 日) を開催。※会期は予定。

※資料 P11（開催概要）、P12（略歴）を参照

4 ギャラリー企画展等

方針：市出身やゆかりの有無にこだわらず、市外の作家も積極的に紹介し、施設の有効活用・活性化を図る。

- (1) 『（仮称）市内小中学校・高等学校所蔵作品展』を開催

期間：検討中 ※4/1～8/26 の中で会期を設定。

会場：美術館 2 階ギャラリー及びロビー

内容：市内の小中学校及び高等学校には郷土ゆかりの作家の美術工芸品が相当数保管されていると思われる。これまで企画展等の開催にあたり、市内の学校から佐藤武造や河野文夫の作品を借用したことはあるが、各学校が所蔵する作品の内容や点数は把握していない。

本ギャラリー展では、市内の学校にどのような美術工芸品が保管されてい

るかを現地調査し、その中から美術館で展示可能な作品をギャラリー展として紹介する。各学校において保管している美術工芸品を再認識していただけることや、普段目に触れることのない作品を観ることが出来る機会としたい。

(2) 『(仮称) 小橋城写真展』を開催

期間：検討中 ※12月以降年度内の中で会期を検討中。

会場：美術館2階ギャラリー及びロビー

内容： プロの写真家・小橋城氏（1974～、東京都出身千葉県在住、日本写真芸術専門学校卒業）が長年に亘って撮り続けた鍋倉山の自然の写真を紹介する。飯山に住んでいてもなかなか見ることが出来ない鍋倉山の美しい景色を市民はじめ飯山を訪れる方々にご覧いただく。

(3) その他

①登録社会教育団体による作品発表展等

登録社会教育団体から作品発表の会場としてなど利用希望があれば随時検討する。

②その他

城南・城北中学校美術部展については H30 年度から両中学校で進めていただくこととし、美術館の事業としては開催しない。なお、依頼があれば、チラシの作成（費用は中学校の負担）、展示方法のアドバイスなどの協力は行う予定。

5 ワークショップ・美術教室等

方針：特徴ある美術館づくりを目指して、郷土の伝統工芸である“和紙”と地元の土から作った絵の具を使った絵画制作等のワークショップを継続して取り組む。また、美術家等に協力を仰ぎ、美術を身近に感じ楽しむためのギャラリートークやワークショップを実施する。

(1) 夏休み・春休み体験教室の企画運営

市公民館主催の小中学生を対象とした夏休み・春休み体験教室において、美術・図工関連企画立案と運営に関わる。今年度の内容として、次のとおり実施内容の候補を検討している。

夏休み：土から作った絵具でドローイング（絵画制作）や工作を行う。

春休み：検討中

(2) 彫刻家・米林雄一氏によるワークショップを開催

今年度の企画展作家・彫刻家・米林雄一氏などに協力を依頼し実施する予定。

6 五郷研修館の活用・県外在住作家との連携

方針：県外在住の芸術家と連携し、美術館活動の活性化に繋げる。

内容：平成14年度から継続。不定期に飯山を訪れて絵画作品などを制作。

研修館を使用している美術家：

○原田卓三（大阪府在住、東京芸術大学大学院修了、独立行政法人造幣局）

○瀬島 匠（東京都在住、武蔵野美術大学卒、東北芸術工科大学准教授）

○内田 寛（絵画、愛知県在住、名古屋芸術大学卒）

○星 晃（日本画 埼玉県生まれ 武蔵野美術大学造形学部日本画学科卒）

平成 31 年度以降の企画展等開催計画（案）

平成 31 年 度	（仮称）木原正徳展 《絵画》 ※資料 13 ページ 略歴参照	・ 現在、当年度の候補としている。
平成 32 年 度	未定	未定
平成 33 年 度	未定	・ 現段階では未定。 ・ 市出身の和紙作家・齋藤一郎氏の企画展から 5 年以上が経過している。和紙に関係した企画展が出来ないかなど時間をかけて検討していきたい。

○飯山市美術館運営協議会規則

平成9年3月21日教育委員会規則第3号

改正

平成18年2月20日教委規則第1号

平成20年3月24日教委規則第2号

平成27年3月31日教委規則第4号

飯山市美術館運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯山市伝統産業会館条例(昭和57年飯山市条例第22号)第19条に定める飯山市美術館運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 協議会の委員の定数は、12人以内とする。

(任命)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識者から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長が会務を総理する。

3 会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、美術館の運営に関し教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対し意見を述べることができる。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月20日教委規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日教委規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○飯山市伝統産業会館条例

昭和57年 6 月25日条例第22号

改正

昭和61年 3 月19日条例第 7 号

平成元年 3 月25日条例第19号

平成 9 年 3 月21日条例第10号

平成12年 3 月27日条例第 1 号

平成18年 3 月27日条例第15号

平成18年 6 月30日条例第35号

平成20年 3 月26日条例第12号

平成26年 3 月26日条例第 1 号

飯山市伝統産業会館条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、伝統産業会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 伝統的工芸品産業の健全な発展に寄与し、及び郷土に所縁のある芸術家の美術品等を収集し、保管し、又は展示して市民の利用に供するとともに、その教養及び調査研究に資するため、伝統産業会館を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 伝統産業会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯山市伝統産業会館	飯山市大字飯山1,436番地の1

(施設)

第 4 条 伝統産業会館に次の施設を置く。

(1) 伝統的工芸品展示館

(2) 美術館

(入館料の納付)

第 5 条 伝統産業会館の展示資料を観覧する者は、入館料を納付しなければならない。

(入館料の額)

第 6 条 前条の入館料の額は、次のとおりとする。

区分	一般・高校生	小・中学生
個人	300円	200円
団体（20人以上）	200円	100円

2 飯山市ふるさと館条例（平成17年飯山市条例第30号）第3条に規定する飯山市ふるさと館と併せて入館する場合の入館料の額は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分	一般	小・中学生
個人	240円	160円
団体（20人以上）	170円	80円

3 前2項の規定にかかわらず、特別展の場合においては、その都度定める額を徴収することができる。

(入館料の減免)

第 7 条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の入館料を減免することができる。

(遵守事項)

第 8 条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 伝統産業会館の施設又は備品を損傷し、又は汚損しないこと。

- (2) みだりに展示資料等に触れないこと。
- (3) 伝統産業会館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。
- (4) 火気の使用及び所定の場所以外で喫煙はしないこと。
- (5) 許可なく展示資料の撮影、模写等を行わないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、伝統産業会館の秩序の維持について市長が指示すること。

2 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、退館を命ずることができる。

- (1) 前項の規定に違反したとき。
- (2) その他管理上必要があるとき。

(施設の使用)

第9条 市民の芸術及び文化活動を奨励し、広くその普及並びに振興を図るため、ギャラリー及びロビー（以下「ギャラリー等」という。）の施設を団体が、美術作品の展示場所として使用することができる。

(施設の使用許可)

第10条 ギャラリー等の施設及び備品を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、許可するに当たっては、管理上必要な条件を付すことができる。

(施設の使用資格者)

第11条 ギャラリー等の施設及び備品の使用資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に活動の拠点を置く市民団体
- (2) その他市長が特に認めた団体

(使用権の譲渡禁止)

第12条 使用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき又は前条の規定に違反したときは、ギャラリー等の施設及び備品の使用許可を取り消し、又は使用等を中止し、若しくは停止させることができる。

- (1) 無断で目的外に使用しようとし、又は使用したとき。
- (2) 使用に関して係員の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(使用期間)

第14条 1回の使用期間は、1週間以上3週間以内とする。

(施設等使用料)

第15条 ギャラリー等施設及び備品の使用料は、次のとおりとする。

区分	ギャラリー	ギャラリー及びロビー	備品（吊金具、展示台及びパネル）
市民団体（1日につき）	3,600円	5,140円	無料
市民団体以外（1日につき）	7,200円	10,280円	無料

(使用料の還付)

第16条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、天災その他やむを得ない理由により使用しなかった場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第17条 使用の承認を受けた者は、施設若しくは備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償は、市長が認定する。

(職員)

第18条 第4条第2号に規定する美術館（以下「美術館」という。）に館長その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、上司の命令を受けて事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

（美術館運営協議会）

第19条 美術館に美術館運営協議会（次項において「協議会」という。）を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（補則）

第20条 この条例に定めるもののほか、伝統産業会館の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月19日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月25日条例第19号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第10号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成18年3月27日条例第15号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日条例第35号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

2 次項から第10項までに定めるものを除くほか、次の各号に掲げる規定は、それぞれこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の当該各号に定める行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の当該行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

（1）～（7）（略）

（8） 第8条の規定による改正後の飯山市伝統産業会館条例第15条の規定 使用

（9）～（25）（略）